

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長:新屋敷 健
 email: BQE06513@nifty.ne.jp
 〒542-0012 大阪府中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>

- p.1 関学大で2年連続賃上げ
 p.2 同志社大で苦情処理の窓口一本化
 p2～3 近畿大、将来的に給与の簡素化を明言
 p.3 7月12日組合学習会に参加して
 p3～4 「労働条件アンケート」回答概要

関西学院大で2年連続賃上げへ！！

関学大は9月24日の定期交渉の席上で組合側に対しA、B、Cのすべてのランクで賃上げを予定していることを表明しました。具体的な金額については近々に決定し組合に連絡することになりました。関学大では昨年も賃上げをしており2年連続の賃上げとなります。また組合掲示板についても設置したと回答しました。

定期交渉に先立って、来年度専任教員から雇い止め通告された非常勤講師の問題について、雇い止め撤回と雇い止めに至った理由を調査・回答せよと要求しました。これについて大学側はさっそく調査し速やかに文書で回答すると答えました。

関学大との定期交渉での大学側と組合との主なやり取りは以下の通りです。

- ① 大学の法令遵守について。組合は「契約書」に「あなたの給与は〇〇円です。」と具体的な賃金を明記していないのは労働基準法違反ではないかと追及しました。これについて大学側はよく読めばわかるように書いてあるが、わかりにくいところがあ

るので改善を検討したいと答えました。

- ② 賃金について。組合側は給与ランクの一本化と1コマ3万円を要求しましたが大学側はランクの一本化は考えていないが、左記のような賃上げを考えていると答えました。また、組合は「給与規程」ではA(教授級)B(准教授)C(助教・専任講師)の3ランクしか書いていないが、専業非常勤は上がらないのかと質問したところ、大学側は年齢でアップすると答えました。組合は年齢による賃金規程を「給与規程」に明記することを要求し、大学は検討しますと答えました。

- ③ 「不開講手当」について。組合は「給与規程」では「出講した日数に応じて支給する」(月給制なので1ヶ月分)となっているが、これは他大学のような不開講手当の規定になっていないと追及しました。大学側は他大学の規程も調べて検討してみると答えました。

その他にも「検討する」と答えた項目については11月末までに大学が文書で回答することになりました。(文責・江尻)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

同志社大で苦情処理の窓口を一本化！！

7月23日の同志社大との定期交渉で、大学側は苦情の処理の窓口を一本化し、法人本部の人事企画室に置くと回答しました。これは従来の同志社大の対応からみると一歩前進と言えます。

同志社大とは一昨年末の定期交渉で組合は龍谷大のような「事前協議制」を導入するよう要求しました。これに対し団交の席上で一度は検討すると答えましたが、昨年の7月の2回目の交渉では、「万が一トラブルになっても従来のように団体交渉を申し入れてもらえば交渉に応じる」とし、同志社大ではトラブルは生じないとする態度でした。

ところが、昨年末に中国語で大量の減ゴマ問題が起きました。組合員であるAさんは、この減ゴマは納得できないとし、組合と相談のうえ大学側に撤回を求め交渉に入りました。大学側はこれに対し回答を言語文化センター

の中国語担当者に事実上丸投げし数回の交渉の結果、2月末に減ゴマ撤回は時期的に無理だが、次年度秋学期に空きゴマがあれば依頼するかもしれない(実際に秋学期1コマ回復しました)、同志社大がこれまで約束してきた減ゴマや曜日変更の場合は事前に当該者に連絡をとり了解の努力をすることを約束し一応の解決はみました。

このように減ゴマや雇い止めの撤回は時間が限られており迅速に処理しなければ、Aさんのように時期的に撤回が無理になります。同志社大の場合、従来何かおこれば学部任せという風潮がありましたが、使用者である大学当局が主体的に対処するという点で一歩前進です。改正パート労働法19条の苦情の自主的解決という方向に沿ったものといえます。(文責・江尻)

近畿大、将来的には給与ランクの簡素化を明言

9月18日に近畿大学との定期団体交渉を行いました。専任教員と非常勤講師の均等待遇実現の要求に対して法令を遵守する旨回答しましたが、具体的な要求(賃上げ、一時金・退職金支給、私学共済加入等)については、実施予定なしとの回答。ただし、非常勤講師給については、現行6ランクを、今後は賃金ダウンにならない形で一本化ないし三本化することを明言しました。また、近大では、半期百時間を超すアルバイトには一時金を支払っていますが、非常勤講師には支給されていま

せん(非常勤講師の場合4コマ担当で支給条件を満たします)。当局からは、該当者を調べ理事会に話を持ち帰るといった回答しか得られませんでした。

契約更新に関しては、年内に打診と確認を得ることを各学部長宛文書で注意喚起しており、専任教員の担当コマ数増・常勤講師等の導入を原因とする非常勤講師の雇い止め・減ゴマを行うな、という要求に対しては、教務部長会議で常々伝えているとのこと。また、非常勤講師にとって重要な情報源である「教務案

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後

メール:sodan@hijokin.org(随時)

内」の記載漏れの改善を要求しました。非常勤講師給は年齢により額が異なるが、その詳細について何ら記載がありません。産休取得、健康診断受診が可能であること、弔慰金が支払われること、外国語科目は 35 名超でクラス

分割となることについても来年度の「教務案内」への記載を求めました。以上の検討事項について、来年 1 月迄に結果報告を受けることを約束しました。(文責・田宮)

7 月 12 日組合学習会に参加して

7 月 12 日にエルおおさかで組合員で弁護士の中村和雄さんを講師にお迎えして、学習会「労働契約法・改正パートタイム労働法の活用」が行われました。以下報告します。

中村さんは詳細なレジュメを用意され、はじめに労働契約や労働者保護の法制、非正規雇用の問題や大学非常勤講師にも関係する雇い止め制限の法理(労働契約が反復更新されていれば契約の継続の期待が生じることや、一度も契約更新されていなくても、継続の期待がないわけではないこと)を説明され、次に労働契約法と改正パートタイム労働法の概要を解説されました。

労働契約法の主なポイントとして、第 3 条の労使対等合意原則と均衡考慮の原則、更に第 7 条の就業規則による労働契約の内容の決定と第 10 条の就業規則による労働条件の不利益変更に関しては、就業規則で定めた労働条件の「合理性」と労働者への「周知」の重要性を挙げられました。また第 17 条の有期雇用契約に関しては、途中解雇に厳しい条件

がつけられることを説明され、第 19 条の公務員についての適用除外に関しては、国公立大の非常勤講師は独立行政法人化後も非常勤に「任用」されているため、労働契約の継続の期待は、民間よりも弱い民間に近くなっていると解説されました。

改正パートタイム労働法の概要としては、第 6 条で文書の交付等により明示を義務付けられた労働条件に「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」が入り、違反の場合は 10 万円以下の過料となったこと、第 13 条で待遇の決定についての説明義務が定められたことを挙げられました。従って非常勤講師の「待遇の決定についての説明」では大学の決まり文句である「他大学並み」は違法となり、それ以外の具体的説明を大学はしなければならなくなりますので、団交で使えるでしょう。

最後は中村さんと参加者との活発な質疑応答になり、有意義な学習会になりました。

(文責:新屋敷)

労働条件アンケート回答概要

今年は 19 大学から回答を得ました。今年新たに設けた質問は、①専業非常勤にも昇給の可能性はあるかどうか、②語学クラスの人

数制限規程とクラス分割の有無、③定年制の有無、です。①についてはランクのある大学のほとんどが、年齢もしくは教歴年数で昇給の可能性があると回答しています。しかしなかには、そのことを本人に知らせていない大学もありました(たまたま団交で明らかになり、本人に知らせるように要求しました)。②は、ほと

んどの大学が人数制限を設けており、場合によっては分割するとの回答でした。③は、ほとんどの大学が定年制を敷いており、専任に準ずる規程のようです(65～70歳)。

給与を一本化している大学は5大学で最高は33,000円。不開講補償については各大学でばらつきが目立ちます(補償なし～半期で3ヶ月分)。これについて、当組合は全額支給を要求しています。健康診断については

7大学が無料で実施しています。非常勤就業規則はほとんどの大学が作成するようになりました(個別配布・講師控室に掲示・教務案内に記載するなど様々ですが、皆さんもきっちりを通しておいてください)。また、委嘱状をやめて雇用契約書に変更する大学が増えてきています。アンケート結果は「労働条件一覧」として組合員に配布しています。

(文責・長澤)

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-234-2846)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(—)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費: 10000円/年(年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費: 1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール: sodan@hijokin.org(随時)

